

F P 5 タックスプランニング（平成28年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

- ・ 13 ページ 第2章 第1節 2. 非課税所得 図表 2-2 非課税所得 17 行目 給与 ②
（誤）通勤^{注2}手当のうち月額 10 万円までの金額 →（正）通勤^{注2}手当のうち月額 **15**万円までの金額
- ・ 13 ページ 第2章 第1節 2. 非課税所得 図表 2-2 非課税所得 同図表注 2
（誤）交通機関の利用による運賃等は 1 ヶ月当たり 15 万円まで非課税であり、自動車等交通用具を利用した場合は、・・・
→（正）自動車等交通用具を利用した場合は、・・・
- ・ 22 ページ 4 行目 第2章 第3節 6. (2) ②給与所得者の特定支出控除
（誤）・・・その年の特定支出の額^注の合計額が下記区分に応じ、それぞれ「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超えるときは、・・・
→（正）・・・その年の特定支出の額^注の合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超えるときは、・・・
- ・ 49 ページ 2 行目 第2章 第4節 2. (1) ③申告要件
（誤）・・・純損失が生じた年分に青色申告書または損失に関する事項を記載した確定申告書を提出期限まで（やむを得ない事情があると認められる場合の期限後申告を含む）に提出した場合で、その後連続して確定申告書を提出している場合に限り適用される。
→（正）・・・純損失が生じた年分の青色申告書または損失に関する事項を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出している場合に適用される。
- ・ 同 14 行目 第2章 第4節 2. (2) ③申告要件
（誤）・・・雑損失が生じた年分に、雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書を提出期限まで（やむを得ない事情があると認められる場合の期限後申告を含む）に提出した場合で、その後連続して確定申告書を提出している場合に限り適用される。
→（正）・・・雑損失が生じた年分の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出している場合に適用される。